

北海道教育委員会職員等の内部通報制度

北海道教育委員会では、迅速な業務改善や不正の未然防止などを図り、効率的で公正な職務執行を確保するため、「北海道教育委員会職員等の内部通報制度」を設けています。

対 象 範 囲

○ 窓口に通報を行うことのできる者

- ・北海道教育庁及び北海道教育委員会が所管する教育機関に属する一般職の職員及び特別職の職員（退職後1年以内の者を含む）
- ・北海道との契約に基づいて事業（北海道教育庁及び北海道教育委員会が所管する教育機関に係るものに限る。）に従事する労働者及び派遣労働者（提案等の日前1年以内に従事していた者を含む）

○ 対象とする通報

職員等の職務上の行為が法令等に違反している事実が生じ又はまさに生じようとしている旨の通報（刑法犯を構成しない程度の各種ハラスメント行為など、他に対応窓口があるものを除く。）

※「他人の正当な利益又は公共の利益を害するもの」「勤務条件に関するもの」は通報の対象外

秘密は厳守します。

通 報 の 方 法

通報窓口は「庁内窓口」または「外部窓口」のどちらかを選ぶことができます。

庁内窓口 総務政策局教育政策課組織力向上推進室

○通報方法 ①文書 ②電子メール ③電話 ④面談

※通報内容を正確に把握するため、できる限り①、②のいずれかの方法により通報願います。

○文書のあて先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁総務政策局教育政策課組織力向上推進室あて

＜内部通報関係書類在中＞ ←必ず記入してください

○電子メールアドレス kyouiku.teian-tsuhou@pref.hokkaido.lg.jp

件名「内部通報関係」

○電話 011-206-6046

※内部通報窓口への電話であることを伝えてください。

外部窓口 弁護士 中島 光孝（なかじま みつのり）中島光孝法律事務所

○通報方法 ①文書 ②電話 ③面談

※通報内容を正確に把握するため、できる限り①の方法により通報願います。

※面談を希望する場合は、事前に電話での予約をお願いします。

※通報者の秘密を厳守するため、通報者が特定され得る情報は、外部窓口のみの取扱いとします。

○文書のあて先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目1-3 和興ビル7階1

中島光孝法律事務所あて

＜北海道教育委員会職員等内部通報書類在中＞ ←必ず記入してください

○電話 011-596-7431 ※内部通報窓口への電話であることを伝えてください。

受付時間：平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）